

役員選出および選挙に関する規定

1. 目的

会則第12条に基づき、会長・筆頭副会長・副会長・評議員・監査および幹事の選出選挙について定める。

2. 評議員の選出方法

任期年度末までに、全正会員を選挙人(権者)とし、各地区に属する正会員の中から当該地区定員分を選挙の投票によって選出する。投票は各有権者がすべての地区に対して行うものとする。

評議員の地区定数は、その地区に属する正会員数の10%の値から小数点以下を切り上げた整数とする。ただし、地区定数が2名に満たない場合は2名とする。有権者は、選挙公示時点の正会員とするが、当該年度限り退会を申し出た者及び3年以上の長期会費滞納者を除く。

選挙で選出された評議員以外に、会長は、選出定数の1割未満(ただし、2名に満たない場合は2名まで)に限り推薦・指名できる。

3. 会長・筆頭副会長・副会長・監査の選出方法

先に選出された評議員を選挙人・被選挙人とし、会長を投票によって選出する。なお、被選挙人の立候補並びに推薦は妨げない。

選出された会長は、評議員の中から筆頭副会長1名、副会長2名、監査2名および幹事若干名を選任する。

4. 選挙管理

選挙に関わる事務は、事務局長が取り扱い、すべての役員の選出を現役員任期終了年度の3月初旬に終え、その結果を学会誌1号上で広報する。学会事務局内に選挙管理委員会を設け、選挙管理委員長1名と若干名の同委員を役員の承認のもとに選定する。同委員会は評議員と学会長の選挙全般を管理・運営する。事務局長は同委員を兼ねることができる。

5. 投票方法

所定の投票用紙を用い、無記名とする。

6. 投票の無効

次の投票は、一部またはすべてを無効とする。

- 1) 地区定員以上に記入されているものは、当該地区においてすべて無効。
- 2) 同一人が重複して記入されているものは、1票分のみ有効。
- 3) 当該地区に属する正会員以外の氏名が記入されているものは、その者に限り無効。
- 4) 投票用紙を所定以外のものを使用したものは、すべて無効。

7. 当選者の決定

正会員1名以上の立ち会いの上、開票する。立会人は選挙管理委員会によって選出される。同委員(長)は立会人を兼ねることができない。1名選出では最多得票者、複数選出では得票数の多い順に当選とし、得票数が等しい場合は年長順に当選者を定める。

8. 選挙実施に関わる日程等

選挙日程、評議員定数、投票方法等の詳細については、会長が発議し、筆頭副会長、副会長及び幹事の合議によって任期が満了する年度の総会后、決定し、公告する。

付則

2001年8月9日改正、2002年8月20日改正、2018年10月19日改正、2021年9月18日改正